

窓口キャッシュレス導入業務委託プロポーザル評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価者

- 1 事業者に関する2項目及び企画提案書、ヒアリング等に関する5項目は、窓口キャッシュレス及び遠隔相談窓口システム導入業務委託プロポーザル審査委員が評価する。
- 2 価格等に関する項目の3項目については、事務局が評価する。

(3) 評価方法

- 1 企画提案書及び見積書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、総合評価点を算出する。
- 2 評価項目ごとに委員の評価点の平均を切り上げた数値を当該評価項目の評価点とする。

(4) 契約候補者の選定方法

- 1 参加者から失格者を除いた者のうち、(3)の総合評価点が最も高い者を、契約候補者として選定する。
- 2 上記1の者が複数いる場合は、見積書（キャッシュレス決済導入業務経費）の金額が最も安価な者を契約候補者とし、価格も同額の場合は、当該者から当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- 3 1、2にかかわらず、総合評価点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(価格点算出基準)

<価格評価（キャッシュレス決済導入業務）>

価格評価（キャッシュレス決済導入業務）は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上から（最低見積価格+A）未満	→ 極めて良好
（最低見積価格+A）以上から（最低見積価格+A×2）未満	→ 良好
（最低見積価格+A×2）以上から（最低見積価格+A×3）未満	→ 普通
（最低見積価格+A×3）以上から（最低見積価格+A×4）未満	→ やや不十分
（最低見積価格+A×4）以上から予算額以下	→ 不十分

(参考)

予算額が12,000千円で最低見積額が9,000千円の場合 A=600

- 9,000千円以上 9,600未満→極めて良好
- 9,600千円以上10,200未満→良好
- 10,200千円以上10,800未満→普通
- 10,800千円以上11,400未満→やや不十分
- 11,400千円以上12,000未満→不十分

(別紙) 評価基準

審査項目及び評価の視点	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 事業者に関する項目	15/100					
業務実施体制 業務に必要な知識や経験を備えた担当者が配置され、本業務を適正に執行できる体制となっているか	5点	5	4	3	2	1
業務実績 他自治体で十分な業務実績を有しているか	10点	10	8	6	4	2
小計		/15				
2 企画提案書、ヒアリング等に関する項目	60/100					
導入機器の性能及び使いやすさ 市民・職員ともに分かりやすく操作しやすいものとなっているか	20点	20	16	12	8	4
指定納付受託業務 多様な決済ブランドに対応しているか。また、職員の事務負担軽減につながる提案となっているか	15点	15	12	9	6	3
セキュリティ対策 キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策が施されているか	10点	10	8	6	4	2
研修・サポート 機器等の使用に当たっての疑義や機器の故障等が生じた場合のサポート体制が充実しているか。	10点	10	8	6	4	2
独自提案 仕様書記載以外の拡張性など、業務遂行のための有効な提案であるか	5点	5	4	3	2	1
小計		/60				
3 価格等に関する項目	25/100					
見積価格（キャッシュレス決済導入業務）	10点	10	8	6	4	2
見積価格（ランニングコスト（令和7年4月から令和12年3月分））	10点	10	8	6	4	2
決済手数料率	5点	5	4	3	2	1
小計		/25				
合計		/100				